

女性特有の健康課題に関する問診に
係る健診機関実施マニュアル
～健診機関向け～

厚生労働省

目次

1. マニュアルのねらい	2
2. 基本情報	3
月経困難症	3
過多月経症（過多月経）	4
月経前症候群（PMS; Premenstrual Syndrome）	4
更年期障害	5
3. 対応方法	6
3.1. 全体像	6
3.2. 基本的な考え方	7
3.2.1. 基本的な手順（流れ）：	7
3.2.2. 取り組みに当たっての留意事項：	8
3.3. 実施体制	9
3.3.1. 実施担当者：	9
3.3.2. 研修：	9
3.3.3. 実施環境：	10
3.3.4. 事前準備：	10
3.4. 当日の流れ	13
(1) 健診スタッフへの周知と役割分担の確認	13
(2) 個人情報に配慮した環境の確保	13
(3) 受付・問診票の配布	14
(4) 問診票の回収と確認	14
(5) 医師による診察	15
(6) 健診終了後の対応	15
3.5. 受診者への情報提供・受診勧奨	16
3.6. 受診者からの事業者への相談に係る助言	17
【Q&A】	18
【受診者（労働者）から相談があった場合の対応 Q&A】	18
I. 問診の基本と個人情報について	18
II. 回答の仕方と症状について	18
III. 健診後のアクションについて	19
【健診機関スタッフ向け Q&A】	19
I. 準備と受付等業務について	19
II. 診察時の対応について	20
III. 事後対応と事業者連携について	20
（巻末参考資料）	22
資料 1. 受診者に手交するリーフレットの例	23
資料 2. 参考になる支援機関等	24

1. マニュアルのねらい

令和6年11月1日に厚生労働省において公表した「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、労働安全衛生法に基づく定期健康診断（以下「事業者健診」という。）における一般健康診断問診票に、女性特有の健康課題に関する質問を追加することが適当であるとともに、女性特有の健康課題を抱える労働者と事業者をつなぐ観点から、望ましい対応を、健診機関向けマニュアルに示すこととされました。

この中間とりまとめを受け、令和7年1月17日付け労働政策審議会「今後の労働安全衛生対策について（建議）」でも同様の内容が記載されました。

本マニュアルは、建議等を踏まえ、女性特有の健康課題に関する問診（以下「女性の健康問診」という。）が実施され、健康課題があると回答した労働者に対し、健康診断実施機関（以下「健診機関」という。）が適切な対応を行うことにより、健康課題に対する配慮について申し出を行いやすい職場づくりにもつながるよう、事業者健診の際の具体的な対応や参考情報をとりまとめたものです。

【女性の健康問診の位置づけ】女性の健康問診は、業務との直接的な関連性や作業関連疾患としての位置づけが限定的であるため、事業者に義務付けられているものではありません。その目的は、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することにあります。また、女性の健康問診の回答を健診機関から事業者に直接提供されることはありません。

本マニュアルは、令和5-7年度厚生労働省科学研究費補助金「職場における女性の健康保持増進のための効果的な産業保健活動の確立に向けた研究」（研究者代表者；産業医科大学 産業生態科学研究所 教授 立石 清一郎）の研究成果を元に作成されたものです。

2.基本情報

女性特有の健康課題は、主に女性ホルモン（エストロゲン・プロゲステロン等）の生体的な作用に起因します。これらは個人の資質や管理不足によるものではなく、ホルモン量の変動が主たる原因です。セルフケアは一定の効果を期待できますが、個人差が大きく、それだけでは改善しないケースも少なくありません。症状が続く場合は医療機関での治療が推奨されること、そしてこの仕組みを当事者のみならず社会全体が認識することが不可欠です。以下に代表的な女性特有の健康課題について紹介します。

月経困難症

月経困難症（げっけいこんなんしょう）とは、月経（生理）期間中に起こる、日常生活に支障をきたすほど強い症状のことを指します。月経は子宮内膜が脱落することにより発生することから痛みが出てきますが、月経困難症は症状が強く、日常生活や仕事（学業）に行けなくなったり、寝込んでしまったりするなど、治療の対象となる病態です。月経困難症には機能性月経困難症と器質性月経困難症があります。機能性月経困難症は子宮の過収縮が主な原因です。器質性月経困難症（子宮内膜症、子宮筋腫、子宮腺筋症、など）は検査をしなければ見つからないので安易に機能性月経困難症や体質と決めつけられないことが必要です。主な症状は、以下の通りです。専門医受診の目安は「鎮痛剤が効かない」「年々痛みがひどくなる」「日常生活に影響が出ている」といった場合となります。

- **痛み**：下腹部痛、腰痛、頭痛、骨盤周りの痛み
- **消化器系の症状**：吐き気、嘔吐、下痢
- **全身の症状**：疲労感、倦怠感、めまい
- **精神的な症状**：イライラ、気分の落ち込み

過多月経症（過多月経）

一般的な経血量は20～140ミリリットルとされています。過多月経では月経（生理）の際の経血量が異常に多い病態を指します。自分で多いと感じていても、他人と比較することが難しいために放置されやすいのですが、日常生活に支障をきたしたり、血液検査で貧血を認めたりする場合には、治療の対象となります。過多月経の原因には、卵巣機能の異常などによる機能性のものと、子宮の病気による器質性のものがあります。特に器質性のもの（子宮筋腫、子宮腺筋症、子宮内膜ポリープなど）は検査をしなければ見つからないため、経血量が多いことを安易に体質と決めつけられないことが必要です。主な症状は、以下の通りです。専門医受診の目安は「昼でも夜用ナプキンを使う」「ナプキンが1～2時間もたない」「（食材の）レバーのような血の塊が出る」といった場合となります。

- **経血量の異常**：昼でも夜用ナプキンが必要、ナプキンが1時間もたない
- **血の塊**：レバーのような大きな血の塊（500円玉大以上）が頻繁に出る
- **貧血に伴う症状**：めまい、立ちくらみ、動悸、息切れ、疲れやすい（倦怠感）
- **日常生活への支障**：経血の漏れが心配で外出できない、衣服や寝具を汚してしまう

月経前症候群（PMS; Premenstrual Syndrome）

月経（生理）の3～10日ほど前から始まり、月経が来ると症状が軽くなるか消失する、精神的あるいは身体的な不快な症状のことを指します。症状の種類や程度には個人差がありますが、日常生活や仕事、人間関係に影響を及ぼすほど症状が重い場合は治療の対象となります。原因ははっきりとはわかっていませんが、排卵後の女性ホルモンの変動が関係していると考えられています。特に精神的な症状が強く、日常生活に大きな支障をきたす場合は「月経前不快気分障害（PMDD; Premenstrual Dysphoric Disorder）」と診断されることもあります。とくに、PMDDは継続的な治療が必要であること、休職が必要になるほど症状が悪化することもありうることから確実な診断と治

療を行うことが最優先となり、重い症状が長く続く場合は治療と仕事の両立を目指すことが必要になります。

主な症状は、以下の通りです。専門医受診の目安は「症状によって仕事や人間関係に支障が出ている」「毎月繰り返す症状が辛い」といった場合となります。

- **精神的な症状**：イライラ、怒りっぽくなる、気分の落ち込み、不安感、涙もろくなる、集中力の低下、眠気、または不眠、だるさ
- **身体的な症状**：乳房の張りや痛み、下腹部の張り、頭痛、腰痛、むくみ、肌荒れ、二キビ、のぼせ、食欲不振

更年期障害

閉経の前後 5 年ずつ計 10 年間程度（一般的に 45～55 歳頃）の「更年期」に現れる、多様な心身の不調の中で、日常生活に支障をきたすほど症状が強い病態を指します。症状は 200 種類以上とも言われ、その現れ方には個人差が大きいです。主な原因は、卵巣機能の低下による女性ホルモン（エストロゲン）の急激な減少と、それによる自律神経の乱れです。さらに、家庭や職場環境の変化といった心理的・社会的ストレスが複合的に影響し、症状を悪化させることがあります。他の病気が隠れている可能性もあるため、自己判断は禁物です。主な症状は、以下の通りです。受診の目安は「複数の症状が重なって辛い」「日常生活に影響が出ている」「気分が落ち込んで何もやる気が起きない」といった場合となります。

- **血管運動神経症状**：ほてり、のぼせ（ホットフラッシュ）、異常な発汗
- **身体的な症状**：肩こり、頭痛、腰痛、関節痛、疲れやすさ（倦怠感）、しびれ、膣の乾燥感、動悸、めまい
- **精神的な症状**：イライラ、不安感、意欲の低下、不眠、うつ気分、記憶力の低下

更年期障害に甲状腺など様々な臓器の異常がともなうこともありますので、複数の診療科による対応が必要なこともあります。

なお、更年期症状の程度の評価には複数のものがありますが、簡略更年期指数（SMI: Simplified Menopausal Index）、日本人女性の更年期症状評価表が参考となります。

3. 対応方法

3.1.全体像

女性特有の健康課題に関する推奨質問は以下のとおりです。

女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害など）で職場において困っていることがありますか。 ① はい、② いいえ

健診機関で健康診断を担当する医師（産業医が健康診断を実施する場合も含まれます。以下「健診担当医」。）は、この質問に「①はい」と回答した労働者に対して、必要に応じて、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診を促すこととします。

3.2.基本的な考え方

3.2.1.基本的な手順（流れ）：

	健診機関（本マニュアル）	事業者（事業者向けマニュアル）
実施前準備	<p>対応方法</p> <p><実施体制></p> <p>担当者(3.3.1)、研修(3.3.2)、実施環境(3.3.3)</p> <p>↓</p> <p>事前準備(3.3.4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者（企業）との連携と情報共有 ・必要物品の準備と確認 	<p>女性の健康課題にかかる対処方針決定から相談体制の整備まで</p> <p>基本方針の表明(4.1)</p> <p>↓</p> <p>衛生委員会等による労使の十分な話し合い(4.2)</p> <p>↓</p> <p>（健診機関との連携）</p> <p>管理職向け研修と全従業員向け研修(4.3)</p> <p>相談体制の整備(4.4)</p> <p>支援体制の整備(4.5)</p>
対応手順	<p><当日の流れ> (3.4)</p> <p>問診票の回答を確認</p> <p>↓</p> <p>「困っていることがある」に「①はい」と回答している場合</p> <p>受診者への情報提供・受診勧奨(3.5)</p> <p>受診者からの事業者への相談に係る助言(3.6)</p>	<p>専門医を受診した労働者からの相談対応(5)</p> <p>職場環境の改善(6)</p>

※数字は、各マニュアルの該当章の番号を記載

3.2.2.取り組みに当たっての留意事項:

- **女性の健康問診の位置づけ:**

事業者健診は、事業者に、その実施や健康診断結果の労働者への通知等が義務づけられています。一方、女性の健康問診は、女性特有の健康課題が業務によるものかどうか、その関係性が明らかにされていない中であって、事業者健診の機会を活用し、受診者本人への気づきを促すことを目的とするものであり、任意に行われるものです。健診機関は、事業者と適切に連携する必要があります。

- **個人情報の保護:**

全ての健康情報は個人情報として配慮すべき事項であり、個人情報保護法及び関連ガイドラインを遵守する必要があります。こうした中で、女性の健康問診は前述の位置づけにより、受診者の回答を、健診機関から事業者に直接提供できません。

- **科学的知見に基づく適切な対応:**

健診担当医および医療専門職は、女性の健康に関する最新の医学的知見に基づき、女性特有の健康課題に関する情報提供や専門医への早期受診勧奨を行います。

- **自発的な健康管理の促進:**

女性の健康問診を通じて、受診者本人が自身の健康課題に気づき、専門医への早期受診など、主体的に健康管理に取り組むことが期待されます。

3.3.実施体制

3.3.1.実施担当者：

女性の健康問診を実施するにあたり、健診対応スタッフにその意義と手順について周知します。また、女性の健康問診は、健診担当医が、通常の健診診察と合わせて実施します。ただし、健診機関の体制や効率的な運用を考慮し、以下のような役割分担を行うことができます。

- 保健師・看護師：健診担当医の診察前に、問診票に基づき予備的な聴き取り（簡易サーベイランス）を行う。その中で、特に健診担当医による追加問診が必要と判断した事項について、申し送りを行う。

3.3.2.研修：

健診機関は、健診担当医に対し、以下の内容を含む研修を定期的実施、または定例の打ち合わせ等の機会を通じて資料配付等を行い、健診担当医の資質の維持・向上に努めていただくことが望ましいです。これらの研修にあたっては、健診機関の体制等に応じ、産業保健総合支援センターの開催する専門研修等外部の研修機関を利用することも検討します。

- 本問診の位置づけ
- 女性のライフステージに応じた健康課題（月経、妊娠・出産、更年期等）
- 主な婦人科系疾患に関する知識
- 個人情報保護と倫理的配慮
- 傾聴と共感に基づくカウンセリング技法
- 専門医療機関への紹介（受診勧奨）の具体的な方法

3.3.3.実施環境：

巡回健診の場合は、健診会場が狭く診察室も必ずしも個室が確保できないことがあります。この際、ほかの人に聞かれたくない話であることになることも踏まえ、パーティションを設置する場合においても、声が聞こえないくらいの距離をとったり小さな声で会話したりするなど特に注意して実施されることが望ましいです。これらの措置の実施にあたり、委託元の事業者（企業の担当者）の協力が必要となりますので、事前によく相談する必要があります。

3.3.4.事前準備：

健診当日に女性の健康問診を円滑に実施するため、健診機関は事前に以下の準備を行います。

（１）事業者（企業）との連携と情報共有

健診機関は事業者健診の委託元の事業者（企業の担当者）に対し、以下の点を事前に説明し、了解を得ておきます。また、下記の点のほか、具体的な問診結果の取り扱いと対応などについては、必要に応じ、委託元の産業医や産業保健スタッフとも事前に打ち合わせておく必要があります。

● 女性の健康問診の目的と任意性の説明:

- 本問診が、事業者健診の機会を活用して、女性労働者本人の健康課題への気づきを促し、セルフケアを支援するものであること。
- 労働安全衛生法で定められた必須項目ではなく、回答は受診する労働者の任意であること。
- 本問診の目的から、回答内容に応じ、女性特有の健康課題に関する専門医への受診勧奨を行うことがあること。（必要に応じ回答内容に応じて配布する労働者向けのリーフレット等参考に手交します。）

- 受診勧奨については、受診者のセルフケアを支援する（またはセルフケアの一環である）という位置づけであり、就業上の措置の必要性まで検討するものではないこと。
- 受診勧奨について、原則として、健診担当医がその必要性を受診者に口頭で通知するのみであり、紹介状が発行されたり受診の追跡などを行ったりする性質ではないこと。
- 事業者の求めに応じて、労働者に説明した上で「④はい」と回答した人数を集計した情報を通知すること（別途、事業者との事前の取り決めが必要）。当該情報については、事業者の健康施策の参考とするためのデータとして提供するものであること。ただし、労働者の個人情報に配慮するため、依頼のあった事業者からの受診者が10人未満である場合など個人が特定されやすい場合は、集計情報を当該事業者に提供できません。
- **個人情報保護に関する説明:**
 - 本問診の回答内容（「④はい」と回答した事実を含む）及び専門医への受診勧奨の有無は、労働者本人のみが把握し、健診機関から事業者へ直接提供されることはないことを伝えます。
- **実施方法の確認:**
 - 問診票の配布・回収方法について、事業者側の希望も確認し、当日の流れをすり合わせます。

（2）必要物品の準備と確認

健診当日に使用する以下の物品を、想定される受診者数に基づき、余裕をもって準備します。

- **女性の健康問診票:**
 - 「女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害など）で職場において困っていることがありますか。」という質問が記載された問診票を準備します。

- 問診票には任意であることを付記しましょう。
- 女性の健康問診の結果の取り扱いを予め説明するなどした上で、既存の問診票に組み込むことも考えられます。
- **情報提供用の資料:**
 - 「①はい」と回答した方に手渡すためのリーフレット（巻末資料1など）を準備します。
 - なお、更年期症状の程度の評価には複数のものがありますが、簡略更年期指数（SMI: Simplified Menopausal Index）、日本人女性の更年期症状評価表が参考となります。

3.4.当日の流れ

健診当日は、通常の健診と同様に、受診者の個人情報に最大限配慮し、以下の流れで対応します。役割分担は、健診機関の実情に合わせて調整します。なお、当日の流れについては必ずしもこの流れの通りに実施する必要はなく、健診機関や健診会場の実情に併せて運営することが望まれます。

(1) 健診スタッフへの周知と役割分担の確認

女性の健康問診に関わる全てのスタッフ（健診担当医、保健師、看護師、医療資格のないスタッフ等）に対し、事前にブリーフィングを実施します。

- **目的・趣旨の共有:**
 - 本マニュアルの内容を共有し、女性の健康問診の実施目的と重要性について、スタッフ全員の理解を統一します。
- **当日の流れと役割分担の確認:**
 - 問診票の配布、回収、健診担当医への連携といった一連の流れを再確認します。
 - 特に、問診票の「①はい」の回答を誰が最初に確認し、どのタイミングで健診担当医に情報を引き継ぐのかを明確にします。
- **個人情報保護の徹底:**
 - 問診票が他の健診書類と混在しないような管理方法や、会話時の注意点（小さな声で話すなど）を再徹底します。

(2) 個人情報に配慮した環境の確保

健診会場のレイアウトを事前に確認し、安心して話せる環境を準備します。

- **問診・診察スペースの確認:**

- 健診担当医が問診内容について話を聞くスペースが、他の受診者の待機場所から十分な距離が保たれているか、またはパーティションなどで区切られているかを確認します。声が漏れないような配置を計画しておくことが望ましいです。

(3) 受付・問診票の配布

- **担当者:** 受付スタッフなど（医療資格のないスタッフも可）

- **内容:**

- 通常の間診票と合わせて、「女性の健康問診票」を受診者に配布します。配布については事業者任せでもかまいません。
- 配布の際、「こちらの問診票は、ご自身の健康管理にお役立ていただくためのもので、ご回答は任意です」と一言添え、任意であることを明確に伝えます。

【重要ポイント】 この問診が、事業者への報告が義務付けられているものではなく、あくまで受診者本人のための任意のものであることを最初に伝えることが重要です。

(4) 問診票の回収と確認

- **担当者:** 受付スタッフ、看護師など

- **内容:**

- 記入済みの間診票一式を回収します。
- 「女性の健康問診」の質問項目「①はい」に回答があるかを確認します。「①はい」の回答があった場合は、その回答を健診担当医が確実に把握できるよう伝えるようにします。

【重要ポイント】 「①はい」と回答したことが他の受診者に分からないよう、スタッフ間でのみ分かる方法で仕分けを行うことが望ましいです。

(5) 医師による診察

- **担当者:** 健診担当医
- **内容:**
 - 健診は、問診票の回答内容に基づき、通常の診察と合わせて問診を実施します。
 - 「①はい」と回答した受診者に対しては、症状や困っている状況について具体的に話を聞き、必要な情報提供や、産婦人科など専門医への早期受診勧奨を行います。
 - 既に受診中の場合、主治医と患者の関係が悪化しないような配慮が必要です。
 - 説明の補助として、受診者に手渡すためのリーフレット（巻末資料1）などを活用し、確実に情報が伝わるようにします。

【重要ポイント】 診断を下す場ではなく、あくまで受診者の気づきを促し、次のアクション（専門医受診）につなげるための支援であることを意識して対応します。

(6) 健診終了後の対応

- **担当者:** 全スタッフ
- **内容:**
 - 記入済みの「女性の健康問診票」は、通常の間診票と同様、個人情報として適切に管理し、健診機関から事業者へは提供しません。
 - 健診終了後、労働者から改めて相談があった場合は、丁寧に対応します。

【重要ポイント】 収集した個人情報の適切な管理を徹底し、健診機関としての信頼性を確保します。

3.5. 受診者への情報提供・受診勧奨

以下のコメント例を参考に、必要に応じて、受診者に情報提供や専門医への受診勧奨を行います。確実に伝えるため、適宜、リーフレット（巻末資料1）などを手交すること等も有効です。

- 例**
- ・ お困りごとは何ですか？
 - ・ （女性特有の健康課題が疑われる場合）〇〇の可能性があります。
 - ・ （必要な場合）専門の医療機関（産婦人科など）を受診してみてもいいか
がでしょうか？
- 留意点**
- 前提として、女性特有の健康課題の診断は大変難しく、通常診療の場面でも苦慮することが多い。健診の問診で判断するには限界が多いことについて健診担当医は十分に理解することが必要
 - 困っていることがあると回答している人について健診担当医は鑑別疾患を求められているものではないこと
 - 専門医受診を希望する人について、不要であるといった判断などを健診の診察の場面ではせずに、受診を促す行動をとること
 - 困っていることがあると回答し、かつ、セルフケアで解決したいという人について、「適切なセルフケアの方法について、婦人科医と相談してみてもいいかでしょうか」などの助言にとどめ、無理に受診を勧めないこと。あくまでも選択肢として存在することを伝えること。一方、仕事や日常生活に強く支障がある方については、積極的に受診をすることを推奨すること

3.6. 受診者からの事業者への相談に係る助言

受診者本人から、勤務先に、健康課題を抱えていることを伝えたいという話があった場合、以下を参考に助言を行います。

- 例**
- ・（専門医受診前の場合）勤務先にご相談されるのであれば、まずは専門医を受診し、現在の状況について診断書をもらうことをお勧めします。その診断書を基に、会社の上司や人事・労務担当者、産業医などに相談すると、具体的な配慮について話し合いが進めやすくなります。
 - ・（専門医受診後の場合）すでに診断書をお持ちの場合は、その診断書を持参して、上司や人事・労務担当者、産業医などに相談してはいかがでしょうか。
- 留意点**
- 診断書（意見書）の提出を持って直ちに事業者の配慮につながらないので安易な回答はさけること（「診断書を提出したら配慮を受けられますよ」等）
 - 診断書を基に事業者と労働者は建設的な解決策について話し合いを行います。健診担当医が介入することはできないことを理解することが必要
 - 調整機能として産業医による対応が必要となる場合もあること

【Q&A】

【受診者（労働者）から相談があった場合の対応 Q&A】

I.問診の基本と個人情報について

Q1：「この問診票に回答すると、結果は会社に知られてしまいますか？」との質問に対する回答例

A1：「①(はい)」と回答した人数を集計した情報を通知することがありますが、個人が特定できない形で行いますのでご安心ください。

Q2：「この問診票は必ず答えないといけませんか？」との質問に対する回答例

A2：いいえ、この問診への回答は任意です。ご自身の健康管理に役立てていただくためのものですので、ご自身の判断でご回答ください。

II.回答の仕方と症状について

Q3：「症状が月によって変動します。健診当日は症状が軽いのですが、どう答えるべきですか？」との質問に対する回答例

A3：症状が重い時の状況を基準に「①(はい)」とご回答ください。健診担当医には「今日は症状が軽いのですが、ひどい時は…」と具体的にお伝えいただくとスムーズです。

Q4：「妊娠中（または妊活中）ですが、この問診に回答してもよいですか？」との質問に対する回答例

A4：はい、ぜひご回答ください。妊娠や妊活に影響する症状の可能性もありますので、健診担当医に伝えることが大切です。その際は、妊娠中（または妊活中）であることも併せてお伝えください。

Q5：「健診担当医にうまく症状を説明できるか不安です。」との質問に対する回答例

A5：「いつから」「どんな症状が」「どのくらいの頻度で」「どんな時に困るか」などを簡単にメモしておく、伝えやすくなります。リーフレット（巻末資料1）の症状一覧を指し示しながら説明するののも一つの方法です。

Ⅲ.健診後のアクションについて

Q6：「会社に症状を伝えて配慮してほしい場合、どうすればよいですか？」との質問に対する回答例

A6：まずは専門医を受診し、現在の状況について診断書をもらうことをお勧めします。その診断書を基に、会社の上司や人事・労務担当者、産業医などに相談すると、具体的な配慮について話し合いが進めやすくなります。

Q7：「受診を勧められましたが、仕事が忙しくて病院に行く時間がありません。」との質問に対する回答例

A7：ご自身の健康を守ることは、長く働き続けるためにも非常に重要です。半日単位の休暇制度などを利用できないか、まずは上司に相談してみてはいかがでしょうか。治療が遅れると、回復により時間がかかってしまう可能性もあります。

【健診機関スタッフ向け Q&A】

I.準備と受付等業務について

Q8：問診票の配布を事業者に任せてもよいですか？

A8：はい、マニュアルにも記載の通り、事業者に任せても構いません。その際は、事業者に対し、この問診の任意性や個人情報保護の重要性を十分に説明し、全受診者に確実に配布されるよう依頼してください。

Q9：外国籍の受診者で、問診票の日本語が理解できない場合はどう対応すればよいですか？

A9：可能であれば、事前に多言語対応の問診票を準備しておくことが望ましいです。準備がない場合は、翻訳ツールを使用したり、通訳ができるスタッフが対応したりするなど、可能な範囲でコミュニケーションを図ってください。

Q10：「①はい」の回答があった問診票を健診担当医に渡す際、他の受診者に内容が見えないようにするには、具体的にどうすればよいですか？

A10：例えば、問診票一式を裏返してクリップで留め、特定の色が付箋を目印に貼る、専用のファイルに挟んで渡すなど、誰が見ても内容が分からないような物理的な工夫が有効です。

Q11：問診票に「①はい」と答えた労働者に手交するパンフレットについて、健診担当医が非常勤などで不慣れなことがあるので事前に女性全員に配布したいのですが、そのような運用は問題ないのでしょうか。

A11：このマニュアルで示されている手順はひとつの例示です。個人情報漏洩しないことを前提にそれぞれの機関において実態に即し、臨機応変に運用していただいて問題ありません。

II. 診察時の対応について

Q12：健診担当医が婦人科領域の専門外で、受診者からの詳しい質問に答えられない場合はどうすればよいですか？

A12：健診担当医は診断を下すのではなく、あくまで「気づきを促し、専門医への受診勧奨を行う」ことが役割です。自身の専門外であると正直に伝えた上で、「だからこそ、専門の産婦人科で一度相談してみたいかがでしょうか」と、受診勧奨につなげることが適切な対応です。

III. 事後対応と事業者連携について

Q13：健診終了後、受診者本人から電話で「やはり詳しく相談したい」と連絡がありました。

A13：健診機関は診療機関ではないため、電話での医療相談に応じることはできません。「申し訳ありませんが、電話でのご相談はお受けできません。健診時にお勧めしたように、ぜひ専門の医療機関を受診してご相談ください」と丁寧にお断りし、受診を促してください。

Q14：事業者から「研修用に、どのような相談があったか具体的な事例を教えてください」と依頼されました。

A14：守秘義務があるため、個人が特定できる、あるいは推測できるような具体的な相談事例を提供することはできません。「マニュアルに記載されている月経困難症や更年期障害などの一般的な症状についてご説明することは可能です」と、個人情報を含まない範囲での情報提供に留めてください。

Q15：自社で健康診断を行っており健診担当医を産業医が兼務しております。そのような場合の運用上の注意点について教えてください。

A15：健診担当医と産業医が兼務することは多くのメリットがあり、実践されている企業も見受けられます。本マニュアルの女性の健康問診は、女性労働者が会社外の医師と相談できる枠組みを想定した手順になっています。産業医が健診担当医を兼務する場合には、相談した内容がそのまま産業医に伝わることになることから、労働者に対し、①健診担当医が産業医と兼務していること、②産業医には守秘義務がありその場限りの相談においては重大な健康問題がない限り秘匿される情報となること、について通知する必要があります。また運用面に際しては、予め情報管理について定めた上で、産業医以外の自社産業保健スタッフに情報が漏洩されないよう十分な配慮を行うことが必要です。

(巻末参考資料)

- 資料1. 受診者に手交するリーフレットの例
- 資料2. 参考になる支援機関等

女性特有の健康問題でお困りの方へ

以下の症状でお困りではありませんか？

- ① 毎回の月経時に痛み止めが必要である、または痛み止めを使用する回数が増えた。
- ② 月経時の吐き気や下痢、頭痛で仕事や家庭生活に影響がある。
- ③ 月経のたびに1日以上仕事を休むことがある。
- ④ 経血量が多い日が2日を超えて続くことがある。
- ⑤ 短い間隔で生理用品を交換しても経血が流れ出ることがある。
- ⑥ 夜用の生理用品を使用しても1-2時間ごとの交換が必要である。
- ⑦ 月経前にいろいろや不安、気分の落ち込みがあり、仕事や家庭生活に十分に取組めない。
- ⑧ 月経の状態が若い頃と変わったことに伴い、突然の体のほてり、のぼせ(ホットフラッシュ)、あるいは寝つきが悪いことや眠りが浅いことで仕事や家庭生活に影響がある。

当てはまる症状があれば、以下をチェック！

- ①②③
を選択した方は、

月経困難症

の可能性あります。

月経時の症状が強く日常生活に影響がある病態です。
子宮内膜症や子宮筋腫などの病気が原因で起こる場合と明らかな病気ではないのに症状が出る場合があります。

- ④⑤⑥
を選択した方は、

過多月経

の可能性あります。

月経の時の出血量が多く、日常生活に影響が出たり、鉄欠乏性貧血を伴ったりする場合があります。
原因として排卵やホルモン分泌などの体の機能によるもの、良性の病気である子宮内膜ポリープや子宮筋腫によるものがあります。

- ⑦
を選択した方は、

月経前症候群

の可能性あります。

月経の3-10日前から始まる精神的な影響(抑うつ、不安、いらいら、怒りっぽい)、からだの症状(お腹の張り、頭痛、手足のむくみ、乳房の痛み)を伴い、月経開始とともに消失します。

- ⑧
を選択した方は、

更年期障害

の可能性あります。


女性ホルモンの分泌量の変化によりさまざまな症状があらわれる病態です。
ほてり、のぼせ以外にも、易疲労感、めまい、動悸、頭痛、肩こり、足腰の冷え、さらには不眠、不安感、抑うつ気分などがあります。

お困りの症状がある場合、産婦人科など
専門医療機関受診をお勧めします。




資料 2. 参考になる支援機関等

女性特有の健康課題の対応等に係る労働者や事業者が利用できる主な支援機関等の一覧です。

1 事業者が利用できる支援機関

名称	概要
産業保健総合支援センター	<p>都道府県の産業保健総合支援センター(さんぽセンター)において、以下のような支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者等に対する啓発セミナー ・ 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修 ・ 関係者からの相談対応 ・ 女性の健康課題に取り組む事業場への個別訪問指導 <p>▶労働者健康安全機構ウェブサイト https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx</p> 

2 事業者・労働者が利用できる支援サイト

名称	概要
女性の健康推進室 ヘルスケアラボ	<p>女性の健康に関する情報を提供しています。</p> <p>▶ウェブサイト https://w-health.jp/</p> 
働く女性の心とからだの応援サイト	<p>企業や労働者等が女性の健康課題の知識を得られ、働きやすい職場環境につなげるために必要な情報を提供しています。</p> <p>▶ウェブサイト https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/</p> 
女性の健康保持増進のためのサイト	<p>職域における女性の健康課題のとらえ方と対処法について記載しています。</p> <p>▶ウェブサイト https://www.ryoritsu.dohcuoeh.com/closing_the_gender_gap/</p> 

3 労働者が利用可能な支援機関等

医療機関（産婦人科、女性外来など）に受診し正確な診断を受けることが重要ですが、そのみで解決しなかったりほかでも相談を受けたかったりした場合、以下の支援機関が利用可能です。

名称	概要
労災病院の治療就労両立支援センター	労災病院併設の治療就労両立支援センターでは、治療と仕事の両立支援を実施するとともに、事例を集積し、両立支援マニュアルの作成・普及を行っています。
健康増進法に基づき市町村が行う健康相談窓口	当該市町村の区域内に居住地を有する40歳～64歳までの者を対象として、健康相談を行っています。
産業保健総合支援センター	都道府県の産業保健総合支援センター(さんぼセンター)において、治療と仕事の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っています。 ・関係者からの相談対応 ▶労働者健康安全機構ウェブサイト https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

